

平成27年4月

平成27年度入札制度改善について

河内長野市

河内長野市では、適正な入札契約の実現に向けて種々取り組んでおりますが、平成27年度からは、これまでの各種入札制度改善とあわせて、下記のとおり取り扱いますので、周知方お知らせ致します。

記

1. 業務委託の最低制限価格設定について

業務委託にも最低制限価格を設定します。

対象の業務委託は、建設コンサルタント、建築設計、測量、地質調査等の業務とします。

2. 入札不調対策について

従来は、入札参加者が2に満たないときは、当該入札を取りやめるとしていましたが、近年の傾向として、入札者が1者による入札取りやめ・不調のケースが増加しており、その場合の落札決定の遅れ、工事発注等の遅れによる市民生活の影響を考慮して、一般競争入札においては入札者が1者の場合でも入札を執行することとします。

3. 工事の中間前金払について

中間前金払とは、受注者の財務体質の改善、経営の安定化を図るために、保証事業会社の保証を条件に、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前金払に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前金払として支払うものであり、受注者は、前金払として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度です。平成27年度から実施いたします。

①中間前金払の要件

中間前金払を請求するためには、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・工期の2分の1を経過していること
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- ・工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

②中間前払金保証

- ・中間前払金を支出する場合には、保証事業会社の中間前払金保証が必要となります。

尚、支払限度額は、前金払は従来通り1億円、中間前金払は5千万円となります。

※「中間前金払に係る手続きの流れ」を参照してください。